

## 阿智村社協指定介護支援事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人阿智村社会福祉協議会が開設する阿智村社協指定介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護の状態（次条において「要介護状態等」という。）となった高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- 2 事業所の介護支援専門員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、市町村、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 阿智村社協指定介護支援事業所
- (2) 所在地 阿智村駒場483番地（阿智村保健福祉センター1階）

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 職員 介護支援専門員 2名以上（内1名は管理者と兼務）  
職員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名（兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成又は変更
  - (2) 利用者又はその家族及び指定居宅サービス事業者との連絡
  - (3) 必要に応じて、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供
- 3 使用する課題分析票は、日本介護福祉士会方式及び日本社会福祉士会方式とする。
- 4 利用者の相談を受ける場所及びサービス担当者会議の開催場所は、阿智村社協指定介護支援事業所とする。
- 5 介護支援専門員等は、サービス開始後においても、必要に応じて利用者の居宅を訪問し、適切なサービスが実施されているか把握する。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり37円で積算した額を交通費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、阿智村とする。その他の地域からの利用については相談・状況により決定する。

(その他運営についての重要事項)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な装置を講じなければならない。

- 2 利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実

施する等の措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (2) 虐待防止のために指針の整備
- (3) 虐待防止のための研修を定期的実施
- (4) 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

3 身体的拘束等の適正化のための規定

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

第10条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を、次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内
- (2) 継続研修 年 1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 従業者であった者は、従業者でなくなった後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 事業所は、居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録、その他の指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間、書面もしくは、当該書面に係る電磁的記録により保存しなければならない。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人阿智村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。